

平成27年2月12日

東北管区行政評価局

## 東北の国有林野における自然環境の活用推進に関する行政評価・監視

### 〈調査結果に基づく改善事項の通知〉

- 東北森林管理局管内の国有林野には、自然休養林、自然観察教育林、森林スポーツ林等の「レクリエーションの森」が200か所設定されており、多くの国民が利用。東北の豊かな森林は、地域の重要な資源として地域社会の活性化に果たす役割も期待されている。
- 一方、一部においては施設の老朽化、破損等が生じており、利用者の安全性や利便性を損なっている面もみられる。
- 東北管区行政評価局は、東北の国有林野における自然環境の活用を図る観点から調査を実施。平成27年2月12日、東北森林管理局に対して、施設の維持管理、利用者への情報発信、レクリエーションの森の管理運営の在り方について改善を要請



〈本件照会先〉

東北管区行政評価局

第一部第1評価監視官室 矢部、氏家、因幡

(電話) 022-262-8458

# I 調査の概要

## 背景

### ○ 国有林野の保健・文化・教育的利用

- ・ 林野庁は、地域振興に寄与するため、国有林野を国民の保健・文化・教育的利用に供する取組を実施
- ・ 昭和43年に「自然休養林」制度を創設。昭和48年には同制度を拡大して「レクリエーションの森」制度を創設

### ○ レクリエーションの森の設定

- ・ レクリエーションの森は、優れた自然景観を有し、森林浴、自然観察、野外スポーツ等に適した国有林野に設定
- ・ 自然休養林、自然観察教育林、森林スポーツ林、野外スポーツ地域、風景林及び風致探勝林の6種類があり、全国に1,080か所設定(平成26年4月現在)
- ・ 東北森林管理局管内(青森、秋田、岩手、山形及び宮城の5県)には200か所(平成26年4月現在)。秋田県が76か所と最も多く、山形県が61か所で続く。利用者は、平成23年度1,009万人、24年度811万人

### ○ リフレッシュ対策の実施

- ・ 設定数は飽和状態。利用が低調な地区や整備が困難な地区が存在。量的充足から質的向上の重視に転換
- ・ 林野庁は、平成17年4月、林野庁長官通達(リフレッシュ対策要領)を発出し、森林管理局に対して、廃止を含めた設定の見直し、利用者の視点に立った施設の整備、安全対策等を指示

### (調査内容)

- ・ 東北森林管理局等におけるレクリエーションの森の管理運営状況を調査
- ・ 秋田県及び宮城県にある13地区を現地調査

### (現地調査地区)

- ① 自然休養林6地区: 仙台(権現森、鉤取、台原、三共)、仁別、栗駒
- ② 自然観察教育林2地区: 宮城蔵王野鳥の森、七座山
- ③ 野外スポーツ地域3地区: 鳴子、宮城蔵王烏帽子スキー場、ジュネス栗駒スキー場
- ④ 森林スポーツ林1地区: 竜ヶ森
- ⑤ 風景林1地区: 竜ヶ森

### (調査実施期間)

平成26年5月～27年2月

## 所見表示等事項

東北森林管理局に対して改善事項を通知

- 1 東北の国有林野における自然環境の活用
  - (1) 東北の現状と課題
  - (2) 計画的な管理運営の実施
- 2 安心・安全な利用環境の整備
  - (1) 施設の整備及び維持管理
  - (2) 地域と協働した管理運営体制の構築
  - (3) 利用者ニーズに応える情報発信

## Ⅱ 調査結果の概要

### 1 レクリエーションの森の現況

東北の国有林野における自然環境の活用推進に関する行政評価・監視

#### 制度の概要

- 森林管理局、地方公共団体等が、施設の整備及び維持管理を実施
- 森林管理局、森林管理署等は、林野庁が策定した施設の配置及び整備技術指針、安全対策指針等を踏まえ、施設の整備、点検・維持管理を実施
- 森林管理局は、レクリエーションの森の概要、アクセス等について情報を提供

#### 調査結果

- 1 安全性、利便性等の観点から改善が求められる施設がみられた（98事例）
  - ア 安全性の観点から改善が求められる事例〔30事例〕
    - ①木道の破損、②転落防止柵の欠損、③案内図に通行禁止箇所の表示がない、④遊歩道上の倒木、⑤吸い殻入れの設置（※山火事防止等のため原則設置しないこととされている）等
  - イ 利便性の観点から改善が求められる事例〔15事例〕
    - ⑥損壊したベンチ、⑦倒壊した東屋、⑧遊歩道入口に立入禁止の表示がされている等
  - ウ 現地での適切な情報提供の観点から標識類の改善が求められる事例〔50事例〕
    - ⑨倒伏した看板、⑩破損した標識、⑪案内標識（案内図）が現況と相違等
  - エ 放置物の撤去が求められる事例〔3事例〕
    - ⑫遊歩道脇に破損した消火用容器が放置されている等
- 2 東北森林管理局のホームページについては、①地図の表示が小さく、拡大表示すると不明瞭になるほか、②最寄りの鉄道駅から現地までのアクセス方法が示されていないものがみられ、改善が求められる。また、レクリエーションの森を管轄する23森林管理署等のうち、管内のすべての地区をホームページで紹介しているのは7署にとどまっている。

#### 東北森林管理局に改善を求めた主な事項

##### 〔施設の整備及び維持管理〕

- ・ 整備又は修繕、更新等が必要な施設については、優先順位を検討して計画的に所要の措置を講ずること。また、改善措置の実現可能性がない場合には、当該施設の供用廃止又は撤去を検討すること。（※地方公共団体等が設置管理する施設については、地方公共団体等に対して同様の措置を要請すること。）

##### 〔利用者ニーズに応える情報発信〕

- ・ 森林管理局等のホームページにおいて、レクリエーションの森の概要、アクセス方法、バリアフリー施設等に関する情報について適時・的確な提供を推進すること。
- ・ 森林管理署等、地方公共団体等のホームページの相互リンクについて検討し、実施について地方公共団体等への働き掛けを行うこと。

## 2 東北森林管理局における管理運営状況

東北の国有林野における自然環境の活用推進に関する行政評価・監視

### 制度の概要

- 森林管理局は、レクリエーションの森について設定の見直しを実施  
その際
  - ・ 検討委員会を開催し意見を聴取
  - ・ 利用が著しく低位な地区は廃止
  - ・ 地方公共団体と連携して実施
- 施設の点検に当たっては、点検結果、対応措置等を施設等点検表に記録。また、森林管理署等と地方公共団体等とが連携又は役割分担し実施
- 森林管理局は、各レクリエーションの森について、施設の設置及び国有林野の利用に関する具体的な方針を定め、「管理経営方針書」を作成

### 調査結果

- 1 設定の見直しは、進捗していない状況がみられる。
  - ① 管内の設定数は、223（平17.4）から200（平23.4）に減少。以後、同数で推移
  - ② 平成17年度に検討委員会を2回開催。以降は開催なし
  - ③ 入り込み者数の推移を基にした利用実態の把握・検討が不十分
  - ④ 関係地方公共団体に対する協力要請が不十分
- 2 各レクリエーションの森の管理運営の基本事項をまとめた「管理経営方針書」が適切に作成されていない状況がみられる。（調査対象13地区）
  - ① 管理運営方針書を作成していない：1地区
  - ② 管理運営方針書の内容と現況に相違：11地区  
（※これら11地区については、管理運営方針書の内容見直しが長期間行われていない。）
- 3 森林管理署等は、境界確認、盗伐防止等のための林野巡視等の際に施設の点検も実施。当局が調査した5森林管理署等のうち、施設等点検表を作成しているのは1署のみ。また、森林管理署等と地方公共団体等とが連携又は役割分担をして点検を実施している例はみられない。

### 東北森林管理局に改善を求めた主な事項

#### 〔在り方の見直しの推進〕

- ・ レクリエーションの森について、利用者のニーズに即した質的向上を推進するため、地方公共団体等と連携を図り、設定の廃止を含め在り方の見直しを積極的に実施すること。

#### 〔計画的な管理運営の実施〕

- ・ 施設の整備状況及び整備計画の把握を適切に実施し、現況を反映した管理運営方針書を適時・的確に作成すること。

#### 〔地域と協働した管理運営体制の構築〕

- ・ 施設等の点検については、計画的・効果的に実施すること。また、点検結果を活用することができるよう、点検記録を作成し、森林管理局、森林管理署等がその情報を共有すること。
- ・ 施設の整備水準等を維持するため、森林管理署等が地方公共団体等と連携又は役割分担をして一体的な管理運営を行う仕組みを構築すること。

## ① 木道の破損



## ② 転落防止柵の欠損



③ 案内図には通行禁止箇所の表示がないが、現地は通行禁止となっており、利用者にとっては、立入禁止表示が設置された地点に来るまで分からない。（遊歩道2路線）



（「通行止め」の表示）



（「立ち入り禁止」の表示）

④ 遊歩道上の倒木



⑤ 吸い殻入れの設置



(※山火事防止等のため原則設置しないこととされている。)

⑥ 損壊したベンチ



⑦ 倒壊した東屋



⑧ 遊歩道入口にロープが張られ「関係者以外立入禁止」の表示



(※本来は車両の進入を防止するための措置)

⑨ 倒伏したまま放置された看板



⑩ 破損し支柱のみ残された標識



⑪ 案内標識（案内図）が現況と相違



(○印のトイレは、実際には未設置。)

⑫ 遊歩道脇に放置された破損した消火用容器

